

議第16号

三島市社会福祉法人に対する助成に関する条例案

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する助成については、法律及び他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(助成)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において助成（補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。以下同じ。）をすることができる。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする社会福祉法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受ける事業に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる社会福祉法人に対する助成の申請について適用する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士